教育委員会会議規則（第１８条関係）

会　　議　　録

文書分類		保存期間	(30)、10、5、3、1年
会議の名称	令和８年第８回教育委員会定例会		
開催日時	令和８年８月２１日（金） 午後　３時００分開会 午後　４時１０分閉会		
開催場所	真壁庁舎　３階　３３１０会議室		
出席者	（委員出席者氏名） 教育長　市村　志保 教育長職務代理者　宇佐美　徹 委員　舘野　仁一 委員　小林　源洋 委員　小島　香織 （説明の出席者職・氏名） 教育部長　佐谷　智 学校教育課長　栗山　美津江 教育指導課長　渡辺　宏之 生涯学習課長　谷嶋　純子 スポーツ振興課長　廣澤　伸一 次長兼文化財課長　寺崎　大貴 学校給食センター所長　保坂　理恵		
議事録署名人	宇佐美　徹　委員		
会議内容	・議案第２１号 桜川市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について ・報告第４号 桜川市教育委員会事務点検評価結果報告書について ・報告第５号 令和８年度　桜川市生涯学習センター運営評価委員会による評価結果について		
会議録作成方針	要点記録		
情報の公開可否	(可)・否 不開示理由（部分開示を含む）		

会　　議　　内　　容　　（審議内容・審議経過・結論等）	
市村教育長	ただいまから令和８年第８回桜川市教育委員会定例会を開会いたします。 本日の出席者は私を含めて５名です。定足数に達していますので、本委員会は成立いたします。 【　議事録署名人の選任　】 それでは、本日の定例会における議事録署名人についてですが、宇佐美　徹　委員にお願いします。 【　議事　】 本日の会議に提案されている案件は、議案１件、報告２件です。よろしくお願いいたします。 議案第２１号「桜川市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」について学校教育課より説明願います。
栗山学校教育課長	（資料により説明）
市村教育長	説明が終わりました。委員の皆様からご質問等がありましたらお願いいたします。
宇佐美委員	１ヵ月あたりの時間外在校等時間が４５時間以下の教職員の割合を100%とありますが、この４５時間は国や県が定めたものか、桜川市が定めたのかどちらですか。
栗山学校教育課長	国が定めたものをもとに、桜川市として設定しています。
舘野委員	今後のフォローアップについて、校長会などから反応や意見はありますか。
渡辺教育指導課長	校長先生方の意識は高く、本計画を推進しなければならないという雰囲気です。

宇佐美委員	周知方法について、具体的にどのようなことを考えていますか。
栗山学校教育課長	まずは学校に周知と説明をしなければならないと考えています。
宇佐美委員	学校運営協議会などを活用し、意図的に保護者へ周知する機会を作らないと間に合わないと思いますので、検討をお願いします。
栗山学校教育課長	承知いたしました。
小島委員	業務分担の教師以外が積極的に参画すべき業務の中で、事務職員を中心に実施する業務がありますが、事務職員の負担は増えていないのでしょうか？
渡辺教育指導課長	業務をデジタル化することにより効率化され、昔に比べると負担は減少しております。また、より効率的に業務を行えるように共同実施を通して横の連携も深めています。
市村教育長	その他に発言がありませんので、採決に入ります。 議案第２１号「桜川市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
市村教育長	ご異議がありませんので、議案第２１号は原案通り決定いたします。 続きまして、報告第４号「桜川市教育委員会事務点検評価結果報告について」につきまして、学校教育課より説明願います。
栗山学校教育課長	（資料により説明）
市村教育長	説明が終わりました。委員の皆様からご質問等がありましたらお願いいたします。
舘野委員	２９ページ第３条に評価委員は３名とありますが、どのような方

	なのでしょうか。
栗山学校教育課長	元教職員と元行政職員、その他、青少年育成活動に長年携わっている方です。
舘野委員	２番の外国語指導助手派遣事業で、学童クラブとの連携とありますが、具体的な活動は何かあるのでしょうか。
栗山学校教育課長	学童クラブにALTの方を派遣し、放課後に英語活動を実施しています。
宇佐美委員	フッ化物洗口の実施率はどのくらいでしょうか。
栗山学校教育課長	昨年度実績１，３９４人中１，２７３人が実施。実施率にして、９１．３％です。
小林委員	児童生徒数が減っていることに対して、支援が必要な児童生徒数が増えていることについて何か根拠があれば教えていただきたいです。
渡辺教育指導課長	学校の要望や状況を見ると、学校の中で適応できないお子さんであったり、個性を持っているお子さんが増えている。ただ理由に関してはっきり解明されているわけではありません。
市村教育長	他に発言があればお願いいたします。 発言がありませんので、報告第４号「桜川市教育委員会事務点検評価結果報告書について」は報告のとおりといたします。 続いて、報告第５号「令和８年度　桜川市生涯学習センター運営評価委員会による評価結果について」生涯学習課より説明願います。
谷嶋生涯学習課長	（資料により説明）
市村教育長	説明が終わりました。委員の皆様からご質問等がありましたらお願いいたします。

舘野委員	屋外利用２２件、３，６９９人の使用とありますが、具体的にどのような活動があったのでしょうか。
谷嶋生涯学習課長	ピラティス教室やダンス教室などの利用がありました。
舘野委員	これまでの利用で何か大きなトラブルはありましたか。
谷嶋生涯学習課長	大きなトラブルなどはありませんでした。
小林委員	移動式図書館については活用しているのでしょうか。
谷嶋生涯学習課	市内を定期的に巡回し、昨年度は大国小学校近くの直売所を拠点として貸し出しを行っていました。今年度は、拠点を増やし真壁地区や福祉施設でも貸し出しを行っております。
小林委員	利用者が多いということですね。
舘野委員	本などを寄贈したいと申し出る方はいらっしゃいますか。
谷嶋生涯学習課	寄贈したいと申し出る方は多いです。ただ、実際に受け入れて図書の一つとして並べられるかというと、歴史的価値や保存状態により、一概にすべて受け入れるわけではありません。
市村教育長	他に発言があればお願いいたします。 発言がありませんので、報告第５号「令和８年度　桜川市生涯学習センター運営評価委員会による評価結果について」は、報告のとおりといたします。 それでは、以上で審議を終了とさせていただきます。 議事進行にご協力いただきありがとうございました。

	会議の正なることを証します。 令和　　年　　月　　日 教育長 議事録署名人 教育委員

令和８年（2026年）８月21日開会

第８回 桜川市教育委員会定例会

桜川市教育委員会

第８回　桜川市教育委員会定例会日程

１　開　　会

２　教育長あいさつ

３　教育長報告

４　議事録署名人の選任

５　議　　事

議案第２１号　桜川市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について（学校教育課）

報告第　４　号　桜川市教育委員会事務点検評価結果報告書について（学校教育課）

報告第　５　号　令和８年度　桜川市生涯学習センター運営評価委員会による評価結果について（生涯学習課）

６　そ の 他

・令和８年度　第21回桜川市青少年の主張大会について（生涯学習課）
・水鉄砲合戦in真壁城跡ならびに歴史講座の開催について（文化財課）
・次回教育委員会定例会の開催日時について（学校教育課）

７　閉　　会

議案第２１号

桜川市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和８年（２０２６年）８月２１日　提出

桜川市教育委員会
教育長　市村　志保

桜川市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

令和 8 年 8 月
桜川市教育委員会

目　次

1. 計画の趣旨・現状

2. 目標

3. 計画の期間

4. 実施する業務量管理・健康確保計画の内容

5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて

１．計画の趣旨・現状

（１）計画の趣旨

近年、学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、教職員の業務量は増加の一途をたどっています。国の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」第 8 条の一部改正、及び文部科学省からの「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、教育職員が健康で生き生きと教育活動に従事できる環境を整えることは全国的に急務となっています。

小中学校及び義務教育学校において教育の質を向上していくためには、教育現場にゆとりがあり、教職員が子どもたちとしっかり向き合える環境を整えることが不可欠です。そこで本市では、子どもたちにとって質の高い教育環境を維持するため、教職員の在校等時間を適正に管理し、教職員の心身の健康を保持増進することを目的に、本計画を策定します。

（２）本市の現状

桜川市では、令和 2 年 9 月に、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「桜川立学校職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、桜川市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和 7 年度は以下のとおりとなりました。

【令和 7 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校 （義務教育学校前期課程を含む）	32.14 時間	26.91%	0.59%
中学校 （義務教育学校後期課程を含む）	40.33 時間	41.19%	0.63%

時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が、特に中学校で約 41%と多くなっています。理由としては、小・中学校ともに生徒指導対応や各種行事への対応に伴うもののほか、中学校においては部活動指導による休日勤務なども一因となっております。また、令和 7 年 4 月に新設校の開校に伴い、開校直後様々な課題点が出てきたことへの対応により時間外在校等時間が多くなっている傾向も見られました。その他、特に副校長・教頭や教務主任の時間外在校等時間が多い傾向があることから、調査報告や事務作業の負担感が大きくなっている点も見られます。こうした課題感の解決を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定します。

２．目標

本計画では、国の指針を踏まえ、以下の数値目標を設定します。

（１）時間外在校等時間に関する目標

・1 か月あたりの時間外在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合を 100%にします。
・1 年間における 1 か月あたりの時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にします。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 14.0 日以上にします。 【令和 7 年度 11.5 日】
・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10.0% 未満にします。 【令和 7 年度 10.0%】

３．計画期間

本計画の計画期間は、国の指針に基づき、**「令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間」**とします。

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画の目標を達成するため、計画期間中の重点事項として、以下の内容について取り組んでいきます。

(1) 国が掲げる「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

国が掲げる指針のうち、「学校と教師の業務の 3 分類」を踏まえ、本市においては以下の項目について優先的・重点的に取り組んでいきます。

① 学校以外が担うべき業務

■学校徴収金等の徴収・管理（公会計化等）

桜川市では令和 7 年 10 月より子育て世帯の支援の一環として、小学校及び義務教育学校前期課程の学校給食費の無償化を実施しており、令和 8 年 4 月以降も継続して実施しております。また、中学校及び義務教育学校後期課程の生徒についても、令和 9 年 3 月までの間、学校給食費を無償としております。学校においても徴収金の取り扱いが減ることから事務の負担軽減に寄与しております。

今後については、現在学校を通して支給している就学援助費や災害共済給付金等の市から保護者への直接支給などを検討し、学校徴収金や公金の管理事務の削減について推進していきます。

■保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

学校では対応が困難な事案に対して、教育委員会等が窓口となって調整を行う体制の構築や、市の顧問弁護士等の専門家の活用についても検討していきます。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

■調査・統計等への回答

市教委から学校に依頼を行う国・県等からの各種調査や報告物について、校務支援システムやファイルサーバーを活用することで回答・報告に係る事務負担の軽減に努めます。

■部活動

桜川市においては、令和 8 年度より学校部活動については原則平日のみ実施しており、休日においてはスポーツ、文化活動は地域で展開しております。今後は、平日の部活動についても部活動指導員の配置を推進するとともに、校内の教育活動の在り方について検討を重ね、教職員の負担軽減に努めます。

③ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

■授業準備

教材の印刷などの補助的業務について、教員業務支援員やスクール・サポート・スタッフなどを配置し、教職員の負担軽減に努めます。

■支援が必要な児童生徒・家庭への対応

校内フリースクールを設置し、支援員を配置するほか、スクールカウンセラーを拠点校に配置し、支援が必要な児童生徒への対応を実施するとともに、市教委にスクールソーシャルワーカーを配置することで、学校と家庭、関係機関との連携を図り、支援体制を構築することで、教職員の負担軽減に努めます。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能について、令和 8 年度中に全校に設置できるよう推進していきます。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

・1 か月の時間外在校等時間が 80 時間を超えた教職員について、医師による面接指導を実施について検討していきます。
・50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。

５．関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画の実効性を確保するため、関連する取り組みや、今後のフォローアップに関する事項について、以下のとおり整理します。

・取組の着実な実行を図るため、教職員の在校等時間の状況を把握するとともに、定例の教育委員会等で報告します。
・学校での児童生徒等の支援に当たる専門人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組んでいきます。
・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、各学校から県への報告内容について共有して把握するとともに、その他の目標については、教職員向けストレスチェックの結果等からの把握に努めます。
・市教委において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施していきます。
・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにコンプライアンスやマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教委からの支援を強化します。また、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施していきます。
・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各地区等に対して本計画の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組んでいきます。

学校と教師の業務の３分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。
  これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
2. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
3. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

6. **調査・統計等への回答**｜学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
7. **学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理**｜学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
8. **ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理**｜教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
9. **学校プールや体育館等の施設・設備の管理**｜教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
10. **校舎の開錠・施錠**｜副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
11. **児童生徒の休み時間における安全への配慮**｜地域住民等の支援や、輪番等を促進
12. **校内清掃**｜児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
13. **部活動**｜部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

14. **給食の時間における対応**｜食に関する指導については、栄養教諭等が対応
15. **授業準備**｜教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
16. **学習評価や成績処理**｜採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
17. **学校行事の準備・運営**｜関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
18. **進路指導の準備**｜就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
19. **支援が必要な児童生徒・家庭への対応**｜専門スタッフとの協働等を促進

※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

報告第 ４ 号

桜川市教育委員会事務点検評価結果報告書について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和８年（２０２６年）８月２１日　提出

桜川市教育委員会
教育長　市村　志保

令和８年(2026 年)８月７日

桜川市教育委員会
教育長　市村　志保　様

桜川市教育委員会事務点検評価委員会
委員長　成田　堅一

令和８年度桜川市教育委員会事務点検評価結果報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２６条第１項の規定及び桜川市教育委員会事務点検評価委員会設置要項（平成２０年教育委員会告示第６号）第２条の規定により、令和７年度における教育に関する主要事務事業について、事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行いましたので、その結果について別紙のとおり報告書を提出いたします。

令和８年度 桜川市教育委員会事務点検評価に関する結果報告書

（報告書内容）

１　桜川市教育委員会事務の点検及び評価の概要

２　令和８年度　教育委員会事務点検評価表一覧表
（令和７年度実績・点検評価委員評価）

３　令和８年度　事務事業評価表（令和７年度実績評価）

令和８年(2026 年) ８月７日

桜川市教育委員会事務点検評価委員会

桜川市教育委員会事務の点検及び評価の概要

１　趣　旨

桜川市教育委員会事務点検評価委員会設置要項（平成２０年　教育委員会告示第６号）第２条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を教育委員会に提出するものである。

２　点検評価の対象

本市の市政運営の基本方針である、「桜川市第２次総合計画」に定める教育に関する基本政策と施策に係る事業のうち、主要な事務事業６事業

３　点検・評価の方法

１）桜川市教育委員会事務点検評価委員会設置要項（平成２０年　教育委員会告示第６号）第３条の規定に基づき、教育委員会より委嘱された３名の「教育委員会事務点検評価委員」により、教育委員会事務の点検評価を行った。

２）桜川市行政評価システムを活用し、各事業の目的の妥当性、有効性、効率性及び公平性の４つの観点から点検及び評価を実施した。

３）点検・評価にあたっては、令和７年度の主な成果と課題を分析し、今後の対応について意見を付した。

○令和8年度教育委員会事務点検評価一覧表（令和7年度実績：点検評価委員評価）

番号	事務事業名	評価区分	今後の事業の方向性（複数選択可）												点検評価委員の意見
			終了	廃止	休止	継続	現状維持	改革改善	目的再設定	有効性改善	統廃合	効率性改善	公平性改善	連携	
1	小学校・義務教育学校口腔衛生推進事業 【学校教育課】	内部評価				○		○		○					フッ化物洗口は、う歯予防に効果がある。う歯のない児童割合や口腔衛生に対する意識の向上を目指し、子ども時代からう歯を予防しようとするこの事業は、継続すべき事業である。 昨年度からの本格事業だが、保護者の理解を得ながら、よりフッ化物洗口のう歯予防有効性の周知を図られたい。 また、データの検証や追跡調査の実施、教員業務支援員と養護教諭や学校歯科医、県との連携などにも努められたい。
		評価委員				○		○		○				○	
2	外国語指導助手派遣事業 【教育指導課】	内部評価				○		○		○					本事業は、児童生徒の英語力を向上させ、異文化理解を深め、コミュニケーション能力育成を図るために非常に有効かつ重要である。継続すべき事業である。 そこで、英語担当教員とのＴＴによる指導の充実や指導助手の英語科行事への関わりにもさらに努められたい。また、多様な国籍の指導助手を生かした異文化理解策に工夫されたい。 その他、小学１・２年生の活動時間確保や内容の充実、学童クラブとの連携を図られたい。
		評価委員				○		○		○				○	
3	教育補助員配置事業 【教育指導課】	内部評価				○	○								特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、各学校からの補助員申請数も増加している。また、ＬＤ(※１)やＡＤＨＤ(※２)、自閉症スペクトラムなど障害や実態が多様化していることから、本事業は継続していく必要があると考える。 そこで、教育補助員には、学習や生活両面での適切な指導力が求められる。ついては、指導力向上を目指して、専門家であるＳＳＷ(※３)による研修の機会を設けられたい。また、人材確保にも努められたい。そして、だれ一人取り残さない教育に努められたい。 (※１)ＬＤ：学習障害 (※２)ＡＤＨＤ：注意欠陥多動性障害 (※３)ＳＳＷ：スクールソーシャルワーカー
		評価委員				○		○		○					

番号	事務事業名	評価区分	今後の事業の方向性（複数選択可）												点検評価委員の意見
			終了	廃止	休止	継続	現状維持	改革改善	目的再設定	有効性改善	統廃合	効率性改善	公平性改善	連携	
4	桜川市スキー教室事業 【スポーツ振興課】	内部評価				○	○								降雪の少ない本市の児童にスキー教室を通して、雪に触れる機会を提供する本事業は、教室で得られる冬季スポーツや雪国の体験は貴重である。よって、継続すべきである。 今後、参加者増加に向けて、活動内容や宣伝方法の工夫を図られたい。
		評価委員				○	○								
5	指定文化財等維持管理・調査事業 【文化財課】	内部評価				○		○		○					文化財の維持管理や調査を行い、現状を把握し、それらを後世に伝えていくことは重要で、継続的に実施すべき事業である。 しかしながら、維持管理の資金確保のみならず、過疎化や少子高齢化など文化財の保全を取り巻く社会環境は年々厳しくなっている。 そこで、指定文化財の修理準備が整うよう、優先順位を見極め、財政支援を含めた指導助言に積極的に臨まれたい。 また、文化財の更なる調査を進めるとともに、活用の機会を増やし、地域や所有者の維持管理への意識や意欲が高まるよう努められたい。
		評価委員				○		○		○					
6	学校給食センター施設維持管理事業 【学校給食センター】	内部評価				○	○								学校給食センター業務の円滑な運営及び衛生管理のもと、児童生徒へ安心安全な給食を提供するこの事業は、継続すべき事業である。 センター開設から現在まで、食中毒や異物混入、食物アレルギーなどの事故はない。今後も細心の注意を払い、徹底した衛生管理に努められたい。 なお、開設から13年が経過して施設設備の修繕が増えているが、不具合による給食提供に支障がないよう、日々の点検・整備の体制を整えられたい。
		評価委員				○	○								

令和 8年度　　事務事業評価表（　令和 7年度　の実績評価）

記入年月日 令和 8 年 6 月 8 日

事務事業名	小学校・義務教育学校口腔衛生推進事業	事業区分		担当	
		新規/継続		事務事業No.	020102001124
政策体系上の位置付け		単独/補助		所属課	090101 学校教育課
政策体系 総合計画の施策名	0201 学校教育の充実				
政策体系 政策名	02 生きがいを育む学びのまちづくり			課長名	栗山　美津江
政策体系 施策名	01 学校教育の充実			グループ	総務グループ
政策体系 手段名	02 ②教育体制の充実			担当者名	原田　ゆすら

財務会計上の位置付け

予算科目	会計	款	項	目	事業	細	
	01	10	02	01	22	00	一般会計 小学校口腔衛生推進事業

事業期間：単年度繰返し　（ 令和 7 年度～）

↳ 期間限定の場合、総投入量を（3）投入量の右側に記入

法令根拠：学校保健安全法、歯科口腔保健の推進に関する法律、茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例

【Do】 1．事務事業の現状把握（その1）

（1）事務事業の概要

手段

①事務事業の概要（事務事業の全体像）

市内の小学校・義務教育学校（前期課程）の児童を対象にう歯予防に効果的であるフッ化物洗口を実施し、本市のう歯のない児童割合の向上及び口腔衛生に対する意識の向上を図る。

また、フッ化物洗口は継続して実施することで、生涯にわたるう歯罹患率を低下させることができる。

なお、令和４年度から令和６年度までは、モデル校として坂戸小学校の１学年のみを対象として実施をしていたが、茨城県からの依頼に基づき、令和７年度からフッ化物洗口を主な業務としている教員業務支援員を配置し、全小義務教育学校（前期課程）に規模を拡大して実施している。

②担当者が行う業務の内容・やり方・手順

小義務教育学校及び児童保護者、関係機関への通知の発出
実施に必要な資材の購入及び配布
茨城県小学校口腔衛生推進事業費補助金の申請等事務
国８０２０運動・口腔保健推進事業補助金の申請等事務

（2）事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段（担当者の活動内容）	④活動指標（活動量を表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
小義務教育学校及び児童保護者、関係機関への通知の発出 資材の購入及び配布 補助金の申請等事務	フッ化物洗口年間実施回数	回	0.00	28.00	30.00	30.00	30.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象（誰、何を対象にしているのか）	⑤対象指標（対象の大きさを表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
小学校及び義務教育学校（前期課程）の児童	対象児童数	人	0.00	1,400.00	1,334.00	1,350.00	1,350.00
	実施希望者数	人	0.00	1,273.00	1,334.00	1,350.00	1,350.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図（この事業によって対象をどう変えるのか）	⑥成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
う歯のない児童の割合の向上 児童及び実施関係者の口腔衛生に対する意識の向上 生涯にわたる虫歯罹患率の低下	う歯のない児童	%	0.00	58.00	60.00	60.00	60.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

（3） 投入量（事業費）の推移

投入量			06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）	期間限定 総投入量
事業費 財源内訳	国庫支出金	千円	0	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212
	県支出金	千円	0	6,794	9,831	9,850	9,850	9,850
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	使用料・手数料	千円	0	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	0	5,628	10,117	10,138	10,138	10,138
事業費計（A）		千円	0	13,634	21,160	21,200	21,200	21,200
正規職員従事人数		人	1.00人	1.00人	1.00人	1.00人	1.00人	

事業費の内訳

07年度事業費 実績（千円）				08年度事業費 予算（千円）			
01 報酬	9,402			01 報酬	13,047		
03 職員手当等	2,392			03 職員手当等	4,903		
07 報償費	5			07 報償費	420		
08 旅費	552			08 旅費	513		
10 需用費	1,283			10 需用費	2,277		
		合　計	13,634			合　計	21,160

（4）当該年度の実施内容

※年度ごとに事業内容を記入する	08年度の事業内容	09年度の事業内容	10年度の事業内容
	小義務教育学校及び児童保護者、関係機関への通知の発出 資材の購入及び配布 補助金の申請等事務	小義務教育学校及び児童保護者、関係機関への通知の発出 資材の購入及び配布 補助金の申請等事務	小義務教育学校及び児童保護者、関係機関への通知の発出 資材の購入及び配布 補助金の申請等事務

事務事業名	小学校・義務教育学校口腔衛生推進事業	事務事業№	20102001124	所属課	学校教育課

（5）この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？　開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？

令和４年度から令和６年度まで坂戸小学校１校をモデル校として実施していたが、茨城県からの依頼を受け、令和７年度より全小学校及び義務教育学校（前期課程）に規模を拡大して開始された。

（6）この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？

真壁学園義務教育学校からフッ化物洗口の実施に伴って配置された教員業務支援員が、在籍児童数に関わらず１名のみの配置のため、負担が大きいと意見を受けた。

【See】　2．評価の部　　＊原則は事前評価。

評価項目		
目的妥当性	①政策体系との整合性　（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？）	
	結びついている	学校保健安全法では、学校において、在籍児童の健康を保持増進するための指導等計画を策定し、実施しなければならないとされていることから、学校教育の充実に結びついている。
	② 公共関与の妥当性　（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称）	
	妥当である	小学校及び義務教育学校（前期課程）で実施することで、家庭の経済状況等に左右されることなく公平にう歯予防を推進することができるため、市が負担するのは妥当である。
有効性	③ 成果の向上余地　（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？）	
	向上余地がある	実施希望が得られなかった保護者に積極的に声かけをするよう促し、実施人数を増加させ、さらに継続して実施することで、成果向上を期待することができる事業であるため、向上余地がある。
	④廃止・休止の成果への影響　（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？）	
	影響有	継続して実施することでう歯のない児童の割合を増加させることができるものであるため、影響がある。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性　（類似事業や統廃合の可能性がありますか？（市以外の取り組みも含む））	
	（他に手段がある場合）⇨ 具体的な手段、事務事業名	
	余地がない	他に類する事業がない。
効率性	⑥事業費・人件費の削除余地（成果を下げずに事業費を削除できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？）	
	削減余地がない	事業開始初年度で最低限の事業費及び人件費で実施しているため、削減余地はない。
公平性	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地　（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？）	
	公正・公平である	市内小義務教育学校（前期課程）の全学年を対象に実施しているため、公平・公正である。

【Plan】　3．評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

（1）　1次評価者としての評価結果

①目的妥当性	■	適切	□	見直し余地あり
②有効性	□	適切	■	見直し余地あり
③効率性	■	適切	□	見直し余地あり
④公平性	■	適切	□	見直し余地あり

⇨

（2）　全体総括（振り返り、反省点）

継続して実施することで、児童のう歯罹患率を生涯にわたり低下させることのできる事業であるため、次年度も引き続き実施をしていく。

（3）　今後の事業の方向性

□ 終了　■ 継続 → ■ 改革改善を行う →（複数回答可）
- □ 目的の再設定　□ 効率性の改善
- ■ 有効性の改善　□ 公平性の改善
- □ 統廃合ができる　□ 連携ができる

□ 廃止　□ 休止 → □ 現状維持

（4）改革・改善による期待成果
（終了・廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上		○	
	維持			☒
	低下		☒	☒

（5）　改革，改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

各実施学校に実施希望が得られなかった保護者に積極的に声かけをするよう促し、実施人数を増加させる。
また、継続して実施することで、成果向上を期待することができる事業であるため、向上余地がある。

（6）事務事業優先度評価結果

成果優先度評価結果	

【Check】　4．確認及び改革改善に向けての指摘事項

（1）　課長評価

課長確認後の評価

B

A：継続（現状維持）　C：終了、廃止、休止
B：継続（改革改善を行う）　D：2次評価へ提出

（2）　部長確認及び評価　（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）

確認欄
確認

令和 8年度　事務事業評価表（　令和 7年度　の実績評価）

記入年月日　令和 8 年 4 月 24 日

事務事業名	外国語指導助手派遣事業

事業区分	
新規/継続	継続
単独/補助	単独

担当	
事務事業No.	020101000158
所属課	090801
	教育指導課
課長名	渡辺　宏之
グループ	教育指導グループ
担当者名	叶谷　祐一

政策体系上の位置付け

政策体系	総合計画の施策名	0201	学校教育の充実
	政策名	02	生きがいを育む学びのまちづくり
	施策名	01	学校教育の充実
	手段名	01	①教育内容の充実

財務会計上の位置付け

予算科目	会計	款	項	目	事業	細	
	01	10	01	03	01	00	一般会計 教育指導事業

事　業　期　間：単年度繰返し　（ 平成17 年度～）
→ 期間限定の場合、総投入量を（3）投入量の右側に記入

法令根拠：

【Do】　1．事務事業の現状把握（その1）

（1）事務事業の概要

手段

①事務事業の概要（事務事業の全体像）

児童生徒の国際理解教育の推進を目的に、市内小・中・義務教育学校に外国語指導助手を配置。中学校・義務教育学校後期課程では英語教諭とのTTによる英語指導を実施。小学校・義務教育学校前期課程では外国語活動・外国語の授業において、英語専科教員とTTによる英語指導を実施。低学年では、英語に親しむ活動時間を増やし、国際理解教育を実施している。

②担当者が行う業務の内容・やり方・手順

各校との連絡調整により、外国語指導助手の円滑な活用を図る。また、民間派遣業者への委託料の支払事務をする。

（2）事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段（担当者の活動内容）	④活動指標（活動量を表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
各校との連絡調整 民間派遣業者への委託料の支払事務	外国語指導助手人数	人	11.00	10.00	11.00	11.00	11.00
	派遣回数	回	199.00	199.00	199.00	199.00	199.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

②対象（誰、何を対象にしているのか）	⑤対象指標（対象の大きさを表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
小学生・中学生・義務教育学校生	児童生徒数	人	2,365.00	2,229.00	2,137.00	1,257.00	1,257.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

③意図（この事業によって対象をどう変えるのか）	⑥成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
外国の言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ることのできる能力を養う 英語に慣れ親しむ	授業を楽しみにしている児童生徒	%	92.00	87.00	87.00	87.00	87.00
	積極的に英語でｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝをとろうとする児童生徒	%	88.00	78.00	78.00	78.00	78.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

（3）　投入量（事業費）の推移

投入量			06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）	期間限定総投入量
事業費 財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0
	県支出金	千円	0	0	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	使用料・手数料	千円	0	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	55,161	52,638	62,432	62,432	62,432	0
事業費計（A）		千円	55,161	52,638	62,432	62,432	62,432	0
正規職員従事人数		人	2.00人	2.00人	2.00人	2.00人	2.00人	

事業費の内訳

07年度事業費 実績（千円）		08年度事業費 予算（千円）	
01 報酬	10,055	01 報酬	13,945
08 旅費	224	08 旅費	337
12 委託料	42,359	12 委託料	48,150
合　計	52,638	合　計	62,432

（4）当該年度の実施内容

※年度ごとに事業内容を記入する

08年度の事業内容	09年度の事業内容	10年度の事業内容
各校との連絡調整により、外国語指導助手の円滑な活用を図る。また、民間事業者との契約及び委託料等の支払事務をする。	各校との連絡調整により、外国語指導助手の円滑な活用を図る。また、民間事業者との契約及び委託料等の支払事務をする。	各校との連絡調整により、外国語指導助手の円滑な活用を図る。また、民間事業者との契約及び委託料等の支払事務をする。

事務事業名	外国語指導助手派遣事業	事務事業№	20101000158	所属課	教育指導課

（5）この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？　開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？

平成元年度より国が進めた国際理解教育を推進するための外国人青年招致事業「JETプログラム」により開始した。
令和６年からは派遣ALT及び国際交流に基づき任用したALT講師によって行われている。

（6）この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか?

中学校・義務教育学校後期課程から、学校の授業以外にスピーチコンテストやプレゼンテーションフォーラムの時に、外国語指導助手による生徒への指導について要望がある。

【See】　2．評価の部　　＊原則は事前評価。

評価項目		
改革改善を行う	①政策体系との整合性　（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？）	
	結びついている	中学生が外国の言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図れる能力を養い、小学生・幼稚園児が英語に触れたり、慣れ親しむことは国際社会に対応できる児童生徒の育成に結びつく。国際理解教育は学校教育の充実にも結びつく。
	② 公共関与の妥当性　（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称）	
	妥当である	児童生徒に国際社会を生きるため資質や能力を養わせることは市の責務である。
有効性	③ 成果の向上余地　（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？）	
	向上余地がある	外国語に対する理解能力やコミュニケーション能力が高まった。しかし、児童生徒の英語力と異文化理解に対しては、まだ向上余地がある。
	④廃止・休止の成果への影響　（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？）	
	影響有	国際理解教育の充実が図れない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性　（類似事業や統廃合の可能性がありますか？（市以外の取り組みも含む））	
	（他に手段がある場合）⇨ 具体的な手段、事務事業名	
	余地がない	統廃合の可能性はない。
効率性	⑥事業費・人件費の削除余地（成果を下げずに事業費を削除できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？）	
	削減余地がない	中学校・義務教育学校には現在の活動を増やしてほしいという要望があり減らすことは難しい。最低限必要な事項であるので削減は難しい。
公平性	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地　（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？）	
	公正・公平である	学校規模に応じて派遣日数を調整しており、市内各校へ公平に派遣している。

【Plan】　3．評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

（1）　1次評価者としての評価結果

①目的妥当性	■	適切	□	見直し余地あり
②有効性	□	適切	■	見直し余地あり
③効率性	■	適切	□	見直し余地あり
④公平性	■	適切	□	見直し余地あり

⇨

（2）　全体総括（振り返り、反省点）

これまで、外国語指導助手派遣事業については、上記のように一定の成果があった。今後も更なる児童生徒の国際理解教育充実のために、各学校での指導方法などを充実させていく必要がある。

（3）　今後の事業の方向性

□ 終了　■ 継続 → ■ 改革改善を行う → （複数回答可）
□ 目的の再設定　□ 効率性の改善
■ 有効性の改善　□ 公平性の改善
□ 統廃合ができる　□ 連携ができる

□ 廃止　□ 休止 → □ 現状維持

（4）改革・改善による期待成果
（終了・廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上		○	
維持			×（増加）
低下	×（削減）	×（維持）	×（増加）

（5）　改革，改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

今後も更なる児童生徒の国際理解教育充実のために、各学校での指導方法などを充実させていく必要がある。

（6）事務事業優先度評価結果

成果優先度評価結果	①

【Check】　4．確認及び改革改善に向けての指摘事項

（1）　課長評価

課長確認後の評価：B

A：継続（現状維持）　C：終了、廃止、休止
B：継続（改革改善を行う）　D：2次評価へ提出

（2）　部長確認及び評価　（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）

確認欄

令和 8年度　　事務事業評価表（　令和 7年度　の実績評価）

記入年月日 令和 8 年 4 月 24 日

事務事業名	教育補助員配置事業	事業区分		担当	
		新規/継続	継続	事務事業No.	020102000193
政策体系上の位置付け		単独/補助	単独	所属課	090801 教育指導課
政策体系 総合計画の施策名	0201 学校教育の充実			課長名	渡辺　宏之
政策名	02 生きがいを育む学びのまちづくり			グループ	教育指導グループ
施策名	01 学校教育の充実			担当者名	叶谷　祐一
手段名	02 ②教育体制の充実				

財務会計上の位置付け								事業期間
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計	単年度繰返し　（ 平成22 年度～）
	01	10	01	03	01	00	教育指導事業	⇨ 期間限定の場合、総投入量を（3）投入量の右側に記入

法令根拠　桜川市教育補助員配置要綱

【Do】　1．事務事業の現状把握（その1）

（1）事務事業の概要

手段

①事務事業の概要（事務事業の全体像）

障害のある児童生徒が在籍する小・中・義務教育学校において、学校の円滑な運営を図るため、特に支援が必要な児童生徒を指導する教員を補助するとともに、該当する児童生徒の学校生活を支援する職員を配置する。
教育指導課においては、小・中・義務教育学校に配置する教育補助員について、予算措置を行い、任用事務を行う。

②担当者が行う業務の内容・やり方・手順

各学校長より申請書を受理。申請書に基づき、該当校の運営状況や児童生徒等の状態を勘案して、配置の可否を決定する。
配置をする場合には、市教育補助員配置要綱に基づき手続きを進める。配置校への通知・教育補助員の配置決定・研修会の開催・学校訪問（教育補助員との面談等の実施）を行う。
各学校からの勤務報告書により報酬等支給明細書を作成し、報酬・費用弁償（通勤費）等の支払事務を行う。

（2）事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段（担当者の活動内容）	④活動指標（活動量を表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
各学校長からの申請書をもとに、市教育補助員配置要綱に基づき、配置校への通知・教育補助員の配置決定・研修会の開催等を行う。また、報酬・費用弁償（通勤費）等の支払事務を行う。	教育補助員数	人	40.00	39.00	36.00	36.00	36.00
	配置校（小中義務教育学校）	校	13.00	10.00	10.00	10.00	10.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象（誰、何を対象にしているのか）	⑤対象指標（対象の大きさを表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
学校生活を送るうえで、特に支援の必要な児童生徒	特に支援の必要な児童生徒数	人	211.00	239.00	271.00	271.00	271.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図（この事業によって対象をどう変えるのか）	⑥成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
教育補助員の配置により、特に支援の必要な児童生徒が安心して学校生活を送ることができる。	教育補助員が配置された児童生徒数	人	211.00	239.00	271.00	271.00	271.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

（3）　投入量（事業費）の推移

投入量				06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）	期間限定総投入量
事業費 財源内訳		国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0	0
		使用料・手数料	千円	0	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0	0
		一般財源	千円	81,680	84,990	85,626	85,625	85,625	0
	事業費計（A）		千円	81,680	84,990	85,626	85,625	85,625	0
	正規職員従事人数		人	2.00人	2.00人	2.00人	2.00人	2.00人	

事業費の内訳

07年度事業費 実績（千円）		08年度事業費 予算（千円）	
01 報酬	60,012	01 報酬	57,606
03 職員手当等	22,740	03 職員手当等	25,795
08 旅費	2,238	08 旅費	2,225
合　計	84,990	合　計	85,626

（4）当該年度の実施内容

※年度ごとに事業内容を記入する	08年度の事業内容	09年度の事業内容	10年度の事業内容
	支援を要する児童生徒が在籍する小中義務教育学校において学校の円滑な運営を図るため、特に支援が必要な児童生徒を指導する教員を補助するとともに当該児童生徒の学校生活を支援する教育補助員を配置する。	支援を要する児童生徒が在籍する小中義務教育学校において学校の円滑な運営を図るため、特に支援が必要な児童生徒を指導する教員を補助するとともに当該児童生徒の学校生活を支援する教育補助員を配置する。	支援を要する児童生徒が在籍する小中義務教育学校において学校の円滑な運営を図るため、特に支援が必要な児童生徒を指導する教員を補助するとともに当該児童生徒の学校生活を支援する教育補助員を配置する。

事務事業名	教育補助員配置事業	事務事業№	20102000193	所属課	教育指導課

（5）この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？　開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？

合併以前に岩瀬地区において実施。学級崩壊の解消対策として県費負担の非常勤講師が配置されたが、次年度の配置がなく、改善されない学級に対し、市単独で補助員を配置した。平成17年4月1日付けで施行された「発達障害者支援法」で、市町村は、その障害の状況に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備等措置を講じることとされた。また、普通交付税においても算入されている。

（6）この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？

多くの学校より配置の要望がある。

【See】　2．評価の部　　＊原則は事前評価。

評　価　項　目

現状維持

①政策体系との整合性　（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？）

結びついている	学校における環境整備は学校教育の充実に結びつく。

② 公共関与の妥当性　（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称）

妥当である	教育環境の整備は市の責務である。

有効性

③ 成果の向上余地　（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？）

向上余地がない	支援の必要な児童生徒は市内10校全てに在籍している。学級等の円滑な運営を図るためには、要望する学校への適切な配置が必要である。

④廃止・休止の成果への影響　（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？）

影響有	特別な教育的配慮を必要とする児童生徒は年々増加傾向にあるので、廃止した場合は個人の学びや学級が成立しなくなる。

⑤類似事業との統廃合・連携の可能性　（類似事業や統廃合の可能性がありますか？（市以外の取り組みも含む））

（他に手段がある場合）⇨ 具体的な手段、事務事業名

余地がない	他に類似事業はない。

効率性

⑥事業費・人件費の削除余地（成果を下げずに事業費を削除できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？）

削減余地がない	教育補助員の１日当たりの関わる時間の削減が考えられるが、削減は難しい。

公平性

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地　（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？）

公正・公平である	各学校から申請のあった特別な教育的配慮を必要とする児童生徒に教育補助員を配置しているので、妥当である。

【Plan】　3．評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

（1）　1次評価者としての評価結果

①目的妥当性	■	適切	□	見直し余地あり
②有効性	■	適切	□	見直し余地あり
③効率性	■	適切	□	見直し余地あり
④公平性	■	適切	□	見直し余地あり

⇨

（2）　全体総括（振り返り、反省点）

特別な支援の必要な児童生徒については、年々、障害の範囲も多様化している。配置する教育補助員の数も増やして体制を整えているが、今後も支援を要する児童生徒は増えることが見込まれるため、次年度においても、特別な支援の必要とする児童生徒にとって、個に応じた支援につながるようにしたい。

（3）　今後の事業の方向性

□ 終了　■ 継続 → □ 改革改善を行う
□ 廃止　□ 休止 → ■ 現状維持

（複数回答可）

□	目的の再設定	□	効率性の改善
□	有効性の改善	□	公平性の改善
□	統廃合ができる	□	連携ができる

（4）改革・改善による期待成果

（終了・廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		○	
	低下			

（5）　改革，改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

（6）事務事業優先度評価結果

成果優先度評価結果	①

【Check】　4．確認及び改革改善に向けての指摘事項

（1）　課長評価

課長確認後の評価

A

A：継続（現状維持）　C：終了、廃止、休止
B：継続（改革改善を行う）　D：2次評価へ提出

（2）　部長確認及び評価　（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）

確認欄

令和 8年度　　事務事業評価表（　令和 7年度　の実績評価）

記入年月日 令和 8 年 4 月 1 日

事務事業名	桜川市スキー教室事業	事業区分		担当	
		新規/継続	継続	事務事業№	020401000072
政策体系上の位置付け		単独/補助	単独	所属課	090501
政策体系 総合計画の施策名	0204 生涯スポーツ活動の振興				スポーツ振興課
政策体系 政策名	02 生きがいを育む学びのまちづくり			課長名	廣澤　伸一
政策体系 施策名	04 生涯スポーツ活動の振興			グループ	スポーツ振興G
政策体系 手段名	01 ①スポーツをする機会の充実			担当者名	鈴木　美来

財務会計上の位置付け								事業期間
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計	単年度繰返し　（ 昭和60 年度～）
	01	10	06	01	02	00	保健体育総務事業	⇨ 期間限定の場合、総投入量を（3）投入量の右側に記入

法令根拠

【Do】　1．事務事業の現状把握（その1）

（1）事務事業の概要

手段 ①事務事業の概要（事務事業の全体像）	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順
・冬のスポーツに接する機会の少ない市内の小学生（1～3年生は親子）を対象に、冬季における運動不足の解消や、冬季スポーツの促進、また、スキーの基本技術の習得等を目的に実施している。インストラクターは、市内のスキー連盟の方々が中心となり教室を開催している。 ・実行委員会を立ち上げ、参加者より参加費を徴収（大人/6,500円、子供/6,000円：板・ウエア等のレンタル料は別途）し、事業を行っている。 ※令和4年度中止 ・令和5年度は参加費を各1,000円ずつ値上げし実施。 ・令和6年度はさらに参加費を各1,000円ずつ値上げし実施。 ・令和7年度は前年度と同額で実施。	参加者募集、スキー場予約、桜川市スキー連盟協力依頼、参加者取りまとめ、使用バスの契約、当日資料作成、教室随行、決算書作成等

（2）事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段（担当者の活動内容）	④活動指標（活動量を表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
参加者募集、スキー場予約、桜川市スキー連盟協力依頼、参加者取りまとめ、使用バスの契約、当日資料作成、教室随行、決算書作成等	事業回数	回	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

②対象（誰、何を対象にしているのか）	⑤対象指標（対象の大きさを表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
市内小学生(1～3年生は親子)	市内小学生（1～3年生は親子）	人	1,494.00	1,394.00	1,334.00	1,300.00	1,300.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

③意図（この事業によって対象をどう変えるのか）	⑥成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
冬季におけるスポーツ活動の普及、また、冬季の運動不足の解消	スキー教室参加者	人	69.00	53.00	80.00	80.00	80.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

（3）　投入量（事業費）の推移

投入量			06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）	期間限定総投入量
事業費 財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0
	県支出金	千円	0	0	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	使用料・手数料	千円	0	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	150	556	1,366	1,366	1,366	0
事業費計（A）		千円	150	556	1,366	1,366	1,366	0
正規職員従事人数		人	5.00人	5.00人	5.00人	5.00人	5.00人	

事業費の内訳

07年度事業費 実績（千円）				08年度事業費 予算（千円）			
07 報償費	240			07 報償費	420		
13 使用料及び賃借料	316			13 使用料及び賃借料	946		
		合　計	556			合　計	1,366

（4）当該年度の実施内容

※年度ごとに事業内容を記入する	08年度の事業内容	09年度の事業内容	10年度の事業内容
	・小学生（1～3年生は親子）対象 ・参加費（大人/8,500円、子供/8,000円：板・ウエア等のレンタル料は別途） ・場所：だいくらスキー場 ・参加人数は80人を目安 ・開催日は2月中旬を予定	・小学生（1～3年生は親子）対象 ・参加費（大人/8,500円、子供/8,000円：板・ウエア等のレンタル料は別途） ・場所：だいくらスキー場 ・参加人数は80人を目安 ・開催日は2月中旬を予定	・小学生（1～3年生は親子）対象 ・参加費（大人/8,500円、子供/8,000円：板・ウエア等のレンタル料は別途） ・場所：だいくらスキー場 ・参加人数は80人を目安 ・開催日は2月中旬を予定

事務事業名	桜川市スキー教室事業	事務事業№	20401000072	所属課	スポーツ振興課

（5）この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか?

合併前の3町村で約30年ほど前から行っており、平成22年度までは、旧3町村単位で各々実施していたが、平成23年度から一本化して桜川市スキー教室として開催している。

（6）この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか?

参加費も安く、企画も充実しているため、是非継続して欲しいとの意見が多く寄せられている。

【See】 2．評価の部 ＊原則は事前評価。

評価項目		
現状維持	①政策体系との整合性 （この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？）	
	結びついている	冬季におけるスキースポーツの実施により、スポーツをする機会を設けることは、生涯スポーツ活動の振興に結びついている。
	② 公共関与の妥当性 （なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称）	
	妥当である	参加者がその活動により、上記の意図や結果を生んでいく契機となっている。運動に対して消極的になりがちな冬季において、小学生限定ではあるが、市民を対象としたスポーツ環境を創るということで妥当である。
有効性	③ 成果の向上余地 （成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？）	
	向上余地がない	スキー教室に参加した方々からは、とても楽しく実施できたとの声を多数いただいており、参加者数や日程にも限りがあるので向上余地はない。
	④廃止・休止の成果への影響 （事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？）	
	影響有	スキーは個人で始めるにはハードルが高いスポーツでもあり、廃止・休止した場合、子どもたちに冬季スポーツを体験させる機会を失わせることになる。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 （類似事業や統廃合の可能性がありますか？（市以外の取り組みも含む））	
	（他に手段がある場合）⇨ 具体的な手段、事務事業名	
	余地がない	類似事業は他にない。
効率性	⑥事業費・人件費の削除余地（成果を下げずに事業費を削除できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？）	
	削減余地がない	近年、レンタル料やリフト代等の高騰により、参加者の負担金額を上げた経緯もあることから、削減余地はない。
公平性	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地 （事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？）	
	公正・公平である	バス借上料・講師謝礼以外の経費は参加者負担となっているため公正・公平である。

【Plan】 3．評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

（1） 1次評価者としての評価結果

①目的妥当性	■	適切	□	見直し余地あり
②有効性	■	適切	□	見直し余地あり
③効率性	■	適切	□	見直し余地あり
④公平性	■	適切	□	見直し余地あり

⇨

（2） 全体総括（振り返り、反省点）

今後も、子どもたちが冬季スポーツを楽しみ、体験させる機会として継続していきたい。

（3） 今後の事業の方向性

□ 終了 ■ 継続 → □ 改革改善を行う → （複数回答可）
□ 目的の再設定 □ 効率性の改善
□ 有効性の改善 □ 公平性の改善
□ 統廃合ができる □ 連携ができる

□ 廃止 □ 休止 → ■ 現状維持

（4）改革・改善による期待成果
（終了・廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		○	
	低下			

（5） 改革，改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

（6）事務事業優先度評価結果

成果優先度評価結果	⑨

【Check】 4．確認及び改革改善に向けての指摘事項

（1） 課長評価

課長確認後の評価

A

A：継続（現状維持） C：終了、廃止、休止
B：継続（改革改善を行う） D：2次評価へ提出

（2） 部長確認及び評価 （課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）

確認欄

令和 8年度　　事務事業評価表（　令和 7年度　の実績評価）

記入年月日 令和 8 年 4 月 17 日

事務事業名	指定文化財等維持管理・調査事業	事業区分		担当	
		新規/継続	継続	事務事業No.	020501000903
政策体系上の位置付け		単独/補助	補助	所属課	090701 文化財課
総合計画の施策名	0205 文化財の保存活用				
政策名	02 生きがいを育む学びのまちづくり			課長名	寺崎　大貴
施策名	05 文化財の保存活用			グループ	文化財G
手段名	01 ①文化財の保存			担当者名	延嶋　和哉・金子　健人

財務会計上の位置付け								事業期間
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計	単年度繰返し　（ 平成17 年度～）
	01	10	05	04	02	00	文化財保護事業	↳ 期間限定の場合、総投入量を（3）投入量の右側に記入

法令根拠　文化財保護法、茨城県文化財保護条例、桜川市文化財保護条例

【Do】　1．事務事業の現状把握（その1）

（1）事務事業の概要

手段	①事務事業の概要（事務事業の全体像）	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順
	文化財の維持管理や調査を行い、現状を把握してそれらを後世に伝えていく。 指定文化財の所有者が保存修理等を行う場合は、補助金を支出する。修理のための技術指導を行う。 令和７年度実績 ・報償費　八柱神社他謝礼 ・防災設備の保守点検補助金　小山寺 ・鹿島神社本殿指定文化財保存修理補助金 ・国指定史跡等維持管理	文化財の維持管理 現状の把握を行い、所有者の要望に応じて修理補助（国・県・市費）や、文化財修理に必要な指導・助言等、適切な業者の選定などを行う。 防災設備の保守管理等への補助や、市管理の指定文化財の維持管理を行い、報償費の支出をする。 指定文化財・埋蔵文化財等啓発のため、標柱を作成する。 文化財の調査 指定の有無を問わず文化財の調査や確認を行う。必要に応じ専門家の指導を受け未定の場合は指定に向けて調査を進める等の作業を進める。

（2）事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段　（担当者の活動内容）	④活動指標　（活動量を表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
市補助金は交付要項に基づき、補助金申請を行い、実績報告確認後、支出する。 市内の文化財を調査し、現状を把握する。	修理・保守点検件数	件	3.00	2.00	2.00	2.00	0.00
	調査件数	件	15.00	15.00	15.00	15.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象　（誰、何を対象にしているのか）	⑤対象指標　（対象の大きさを表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
文化財	指定文化財の数	件	129.00	130.00	131.00	132.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図　（この事業によって対象をどう変えるのか）	⑥成果指標　（対象における意図の達成度を表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
文化財を後世に引き継ぐ	修復・保守点検を終了した指定文化財の数	件	3.00	2.00	2.00	2.00	0.00
	作成した案内標柱の数	本	0.00	1.00	1.00	1.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

（3）　投入量（事業費）の推移

投入量				06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）	期間限定総投入量
事業費 財源内訳			国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0	0
			使用料・手数料	千円	0	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	1,011	2,602	21,625	15,000	15,000	0
		事業費計（A）		千円	1,011	2,602	21,625	15,000	15,000	0
	正規職員従事人数			人	3.00人	3.00人	3.00人	3.00人	3.00人	

事業費の内訳

07年度事業費 実績（千円）				08年度事業費 予算（千円）			
07 報償費	55			01 報酬	10,118	17 備品購入費	439
12 委託料	317			04 共済費	146		
18 負担金補助及び交付金	2,230			07 報償費	114		
				08 旅費	608		
				10 需用費	1,322		
				11 役務費	22		
				12 委託料	6,534		
				13 使用料及び賃借料	568		
				14 工事請負費	1,624		
		合　計	2,602	15 原材料費	130	合　計	21,625

（4）当該年度の実施内容	08年度の事業内容	09年度の事業内容	10年度の事業内容
※年度ごとに事業内容を記入する	小山寺三重塔防災設備保守点検補助 八柱神社ほか報償費 修理指導謝礼 史跡等維持管理	小山寺三重塔防災設備保守点検補助 八柱神社ほか報償費 修理指導謝礼 史跡等維持管理	小山寺三重塔防災設備保守点検補助 八柱神社ほか報償費 修理指導謝礼 史跡等維持管理

事務事業名	指定文化財等維持管理・調査事業	事務事業№	20501000903	所属課	文化財課

（5）この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？　開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか?

優れた文化財を後世まで保存するため、継続的に調査・修理を実施している。開始時期は明らかではないが、事業を続けることにより、市民の文化財に対する関心も深まっている。

（6）この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか?

年間で2～3件の修理要望がある。

【See】　2．評価の部　　＊原則は事前評価。

評価項目		
改革改善を行う	①政策体系との整合性　（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？）	
	結びついている	文化財の適正な保護や歴史文化への理解を深めることに結びついている。
	② 公共関与の妥当性　（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称）	
	妥当である	文化財の適正な保護について公共関与が失われると、これらの文化財の維持管理が困難となる。
有効性	③ 成果の向上余地　（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？）	
	向上余地がある	修理が必要な文化財は多く、成果向上の余地はあるが、所有者の資金確保及び県・市の予算確保が困難である。
	④廃止・休止の成果への影響　（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？）	
	影響有	廃止した場合、文化財の維持管理に大きな支障をきたす。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性　（類似事業や統廃合の可能性がありますか？（市以外の取り組みも含む））	
	（他に手段がある場合）⇨ 具体的な手段、事務事業名	
	余地がない	類似事業はない。
効率性	⑥事業費・人件費の削除余地（成果を下げずに事業費を削除できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？）	
	削減余地がない	修理専門業者と相談しながら事業費の削減を進めている。
公平性	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地　（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？）	
	公正・公平である	対象は指定文化財であり、所有者の負担軽減を図ることで文化財の維持・継承がなされている。 また、修理された文化財は市民向けに一般公開されている。

【Plan】　3．評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

（1）　1次評価者としての評価結果

①目的妥当性	■	適切	□	見直し余地あり
②有効性	□	適切	■	見直し余地あり
③効率性	■	適切	□	見直し余地あり
④公平性	■	適切	□	見直し余地あり

⇨

（2）　全体総括（振り返り、反省点）

修理要望は毎年あるが、予算が限られており、破損状況などの優先順位を見極め、計画的に進めている。

（3）　今後の事業の方向性

□ 終了　■ 継続 → ■ 改革改善を行う →（複数回答可）
- □ 目的の再設定　□ 効率性の改善
- ■ 有効性の改善　□ 公平性の改善
- □ 統廃合ができる　□ 連携ができる

□ 廃止　□ 休止 → □ 現状維持

（4）改革・改善による期待成果
（終了・廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			☒
	低下		☒	☒

（5）　改革，改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

補助金の確保、優先順位の判断

（6）事務事業優先度評価結果

成果優先度評価結果	②

【Check】　4．確認及び改革改善に向けての指摘事項

（1）　課長評価

課長確認後の評価

B

A：継続（現状維持）　C：終了、廃止、休止
B：継続（改革改善を行う）　D：2次評価へ提出

（2）　部長確認及び評価　（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）

確認欄

令和 8年度　　事務事業評価表（　令和 7年度　の実績評価）

記入年月日 令和 8 年 4 月 17 日

事務事業名	学校給食センター施設維持管理事業	事業区分 新規/継続	継続	担当 事務事業No.	020101000399
		単独/補助	単独	所属課	090201 学校給食センター
政策体系 総合計画の施策名	0201 学校教育の充実			課長名	保坂　理恵
政策体系 政策名	02 生きがいを育む学びのまちづくり			グループ	学校給食グループ
政策体系 施策名	01 学校教育の充実			担当者名	安達　一樹
政策体系 手段名	01 ①教育内容の充実				

財務会計上の位置付け

予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計
	01	10	01	04	02	00	学校給食センター事業

事業期間：単年度繰返し　（ 平成25 年度～）
↳ 期間限定の場合、総投入量を（3）投入量の右側に記入

法令根拠：学校給食法、学校給食衛生管理基準、桜川市立学校給食センター条例、桜川市立学校給食センター管理規則、桜川市立学校給食センター運営規則

【Do】　1．事務事業の現状把握（その1）

（1）事務事業の概要

手段 ①事務事業の概要（事務事業の全体像）	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順
・学校給食センターの業務を円滑に運営するために必要な施設の維持管理を行う。 ・主なものは、施設・設備の故障や不具合の修繕、保守点検等業務委託（清掃・夜間警備・消防設備点検・受水槽維持管理・厨房排水処理施設設備維持管理・電気工作物保守点検・鼠族害虫駆除・調理器具等ふきとり検査・調理室内エレベーター点検・ボイラー維持管理・厨房機器保守点検）。	・故障や不具合が発生した場合、現状を確認後早急に対応する。業者に依頼した場合には作業後の状況を確認する。費用が発生する場合には支払い手続きを行う。 ・施設設備保守点検等に関する業務委託の契約締結を行う。仕様通りの業務遂行がされているか監督し、仕様を満たす業務がされていれば契約金額の支払い手続きを行う。

（2）事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段（担当者の活動内容）	④活動指標（活動量を表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
学校給食センターの施設維持管理のために、必要な業務委託契約締結事務及び施設設備が常に正常な状況で行われるよう細心の注意を払い、必要に応じ補修、業者手配を行う。	施設設備修繕箇所	箇所	37.00	41.00	41.00	41.00	41.00
	施設設備管理・保守点検業務委託件数	件	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象（誰、何を対象にしているのか）	⑤対象指標（対象の大きさを表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
給食センター施設設備	施設稼動日数（給食日数）	日	197.00	198.00	197.00	198.00	198.00
	給食センター職員（県職員含む）	人	7.00	7.00	8.00	8.00	8.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図（この事業によって対象をどう変えるのか）	⑥成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）	単位	06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）
学校給食センター施設設備が正常に稼動することで、子供たちに安心安全な給食を提供することができる。	定められた時間までに給食を提供できなかった回数	回	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	施設設備の不具合で負傷等した人数	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

（3）　投入量（事業費）の推移

投入量			06年度（実績）	07年度（実績）	08年度（計画）	09年度（目標）	10年度（目標）	期間限定 総投入量
事業費 財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0
	県支出金	千円	0	0	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	使用料・手数料	千円	0	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	12,532	18,471	15,809	15,809	15,809	0
事業費計（A）		千円	12,532	18,471	15,809	15,809	15,809	0
正規職員従事人数		人	5.00人	5.00人	6.00人	6.00人	6.00人	

事業費の内訳

07年度事業費 実績（千円）				08年度事業費 予算（千円）			
10 需用費	10,548			10 需用費	8,724		
11 役務費	315			11 役務費	315		
12 委託料	7,099			12 委託料	6,770		
14 工事請負費	509						
		合　計	18,471			合　計	15,809

（4）当該年度の実施内容	08年度の事業内容	09年度の事業内容	10年度の事業内容
※年度ごとに事業内容を記入する	・施設維持管理に伴う修繕費（主に蒸気配管等）役務費、委託料及び工事請負費（機器類の更新等）	・施設維持管理に伴う修繕費（主に蒸気配管等）役務費、委託料及び工事請負費（機器類の更新等）	・施設維持管理に伴う修繕費（主に蒸気配管等）役務費、委託料及び工事請負費（機器類の更新等）

事務事業名	学校給食センター施設維持管理事業	事務事業№	20101000399	所属課	学校給食センター

（5）この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？　開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか?

学校給食センターが建設された平成25年より本事業を開始。給食を提供する施設であるという性質上、衛生管理や異物混入防止には細心の注意を払う必要があるため、必要な維持管理業務を実施している。現在、運営を開始してから十数年経過したが、運営に大きな支障をきたすような不具合は発生していない。

（6）この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか?

学校給食は、桜川市の未来を担う子供たちの健全育成に大いに役立つので、これからも安全安心な給食の提供のために施設設備の維持管理は徹底して欲しい。

【See】　2．評価の部　　＊原則は事前評価。

評価項目		
現状維持	①政策体系との整合性　（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？）	
	結びついている	市が給食を提供するには、その施設の維持管理は必要不可欠であることから、政策体系に結び付いている。
	② 公共関与の妥当性　（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称）	
	妥当である	給食の提供を市が実施している以上、その施設の維持管理は市が実施すべきものであるから妥当である。
有効性	③ 成果の向上余地　（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？）	
	向上余地がない	給食提供時間の遅延や不具合による事故は発生しておらず、望ましい状況を維持しているため、成果を向上させる余地はない。
	④廃止・休止の成果への影響　（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？）	
	影響有	給食の調理に支障が出たり、衛生管理がされないことによる食中毒等の事故が発生する等、本事業を廃止した場合多大なる影響が発生する。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性　（類似事業や統廃合の可能性がありますか？（市以外の取り組みも含む））	
	（他に手段がある場合）⇨ 具体的な手段、事務事業名	
	余地がない	類似事業はない。
効率性	⑥事業費・人件費の削除余地（成果を下げずに事業費を削除できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？）	
	削減余地がない	限られた予算の中で有効な作業をしているため、現状において削減余地はない。
公平性	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地　（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？）	
	公正・公平である	本事業により安心安全な給食が提供できているため、公平・公正である。

【Plan】　3．評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

（1）　1次評価者としての評価結果

①目的妥当性	■	適切	□	見直し余地あり	⇨
②有効性	■	適切	□	見直し余地あり	
③効率性	■	適切	□	見直し余地あり	
④公平性	■	適切	□	見直し余地あり	

（2）　全体総括（振り返り、反省点）

施設・設備の必要な維持管理を行った。経年に伴い、修繕箇所は増加傾向にあるが、故障や不具合に起因する事故等は発生しておらず、安心安全な給食提供が維持できている。

（3）　今後の事業の方向性

□ 終了　■ 継続 → □ 改革改善を行う → （複数回答可）
□ 目的の再設定　□ 効率性の改善
□ 有効性の改善　□ 公平性の改善
□ 統廃合ができる　□ 連携ができる

□ 廃止　□ 休止 → ■ 現状維持

（4）改革・改善による期待成果
（終了・廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		○	
	低下			

（5）　改革，改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

（6）事務事業優先度評価結果

成果優先度評価結果	②

【Check】　4．確認及び改革改善に向けての指摘事項

（1）　課長評価

課長確認後の評価：A

A：継続（現状維持）　C：終了、廃止、休止
B：継続（改革改善を行う）　D：2次評価へ提出

（2）　部長確認及び評価　（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）

確認欄

桜川市教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施方針

本方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づき、桜川市教育委員会が行う事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施方法等について定めるものである。

１　趣旨

教育基本法の改正や中央教育審議会の答申を踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実等を図るため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」平成 19 年 6 月 27 日に公布され、平成 20 年 4 月 1 日から施行されました。

この改正に伴い、教育委員会は、毎年、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」を行いその結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。

このことから、桜川市教育委員会は、その権限に属する施策や主要事務事業の取組状況について、学識経験を有する者の知見の活用を図り点検及び評価を行い、課題や今後の事業の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、議会への報告書の提出や公表することにより、市民への説明責任を果たし、開かれた教育行政を推進する。

２　点検及び評価の対象

桜川市が実施している行政評価の評価対象事業のうち、教育に関する施策、主要事務事業及び新規事務事業を対象として点検及び評価を行う。

３　点検及び評価の方法

「桜川市行政評価システム」を活用するものとし、『桜川市第２次総合計画』に定める教育に関する基本政策と施策、主要事務事業及び新規事業について目的の妥当性、有効性、効率性及び公平性の４つの観点から点検及び評価を実施した内部評価（１次評価・２次評価）の結果をとりまとめ、その事務事業マネジメントシートにより、学識経験者の知見を活用して点検及び評価（外部評価）を行う。

また、教育委員会事務点検及び評価は毎年１回実施する。

４　外部評価

桜川市教育委員会事務点検評価委員会設置要項に基づき「桜川市教育委員会事務点検評価委員」３名を委嘱する。

５　評価結果の活用

教育委員会事務の点検及び評価の結果を踏まえ、次年度以降の事務事業の運営に反映させる。

６　点検及び評価結果の議会報告・公表

（１）教育委員会は「桜川市教育委員会事務点検評価委員会」から提出された点検及び結果に関する報告書を審議した後、桜川市議会に提出する。

（２）市民への説明責任を果たし、開かれた教育行政を運営するため、点検及び評価の結果は、桜川市行政評価システムの中で、市ホームページで公表する。

○桜川市教育委員会事務点検評価委員会設置要項

平成２０年１０月２２日
教育委員会告示第６号
改正　平成２７年３月２０日教委告示第３号

（設置）

第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第２６条第１項に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、桜川市教育委員会事務点検評価委員会（以下「点検評価委員会」という。）を設置する。

（平２７教委告示３・一部改正）

（任務）

第２条　点検評価委員会は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを教育委員会に提出する。

（組織）

第３条　点検評価委員会は、法第２６条第２項の規定により、教育に関し学識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱し、３名以内をもって構成する。

（平２７教委告示３・一部改正）

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　点検評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員が互選する。

３　委員長は、点検評価委員会を代表し、会務を統括する。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、委員長が招集し、その議長となる。

（意見の聴取）

第７条　委員会は、第２条に規定する任務において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこの者から必要な資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第８条　委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

（その他）

第９条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成２７年教委告示第３号）

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

桜川市教育委員会事務点検評価の流れ

【総務課総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ】

桜川市行政評価システムに基づき事務事業評価表作成依頼

⇩

【全庁の担当課】

原則的に全ての施策、事務事業について評価表作成

⇩

【点検評価】（内部評価）

	施策評価	事務事業評価
１次評価	主管課長、関係課長による評価	担当課長による評価
２次評価	施策成果の水準から見た貢献度評価、重点課題から見た優先度評価（全庁政策会議）	全庁的視点から評価（担当部長が２次評価）

⇩

【教育委員会】

【教育委員会部局担当課】

教育委員会の権限に属する主要事務事業の抽出

⇩

【点検評価委員会】**（外部評価）**

教育委員会事務点検評価委員の外部評価実施

⇩

教育委員会事務点検評価結果報告書を作成・教育委員会に提出

⇩

【教育委員会】

点検評価結果の報告
・議会に結果報告書を提出
・市民への公表

⇒

点検評価結果の活用
・次年度以降の事務事業の運営に反映

報告第 ５ 号

令和８年度　桜川市生涯学習センター運営評価委員会による評価結果について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和８年（２０２６年）８月２１日　提出

桜 川 市 教 育 委 員 会
教 育 長　 市 村　 志 保

第８回教育委員会定例会資料
教育委員会生涯学習課

桜川市生涯学習センター運営評価委員会による評価結果について（報告）

桜川市生涯学習センター運営評価委員会による評価結果について以下のとおり報告いたします。

【目　的】 運営評価委員会は、指定管理者が行う施設の管理運営について運営状況やサービ提供等を客観的に評価する。また、評価を基に管理運営に関する改善点を指定管理者へフィードバックすることにより、施設の管理運営の適正化に努め、良質なサービスを提供できるよう支援する。

【開催日時】 令和８年７月１０日（金）　午後２時～

【開催場所】 桜川市生涯学習センター「さくらす」　３階　スタジオ３

【出 席 者】 ○運営評価委員（４名）

No.	氏名	役職名	区分
1	高橋　哲	桜川市副市長	市長が認めるもの
2	猪瀬　幸己	図書館協議会委員長	識見を有するもの
3	市村　香	文教厚生常任委員長	議会議員
4	小泉　達哉	桜川市監査委員	識見を有するもの

○指定管理者（１名）
　桜川市生涯学習センター長兼図書館長　　小澤　司郎
○教育部長及び生涯学習課（５名）

【欠 席 者】 ○運営評価委員（１名）

【評価対象期間】 令和７年４月１日　から　令和８年３月３１日　まで

【評価方法】　指定管理者による自己評価を一次評価
担当課が行う内部評価を二次評価、
第３者を交えて行う外部評価を三次評価　の「三段階評価」を実施

【別紙１】

令和８年３月末現在　　桜川市生涯学習センター　さくらす　利用実績

＜年間来館者数＞

指標値	実績値	達成率
210,000 人	227,388 人	108.3%

＜月別来館者数＞

４月	５月	６月	７月	８月	９月
19,230 人	19,552 人	15,941 人	20,572 人	22,575 人	19,739 人
１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
16,814 人	21,778 人	15,973 人	18,127 人	18,195 人	18,892 人

＜生涯学習センター　利用状況①＞

稼働日数：308 日

諸室利用時間：午前９時～午後１時／午後１時～午後５時／午後６時～午後１０時

	指標値		実績値		達成率	
	貸出数	稼働率	貸出数	稼働率	貸出数	稼働率
スタジオ１	180 件	60.0%	293 件	95.1%	162.8%	158.5%
スタジオ２	180 件	60.0%	398 件	129.2%	221.1%	215.3%
スタジオ３	180 件	60.0%	375 件	121.8%	208.3%	203.0%
会議室（両面）	240 件	80.0%	266 件	86.4%	110.8%	108.0%
ｸﾘｴｲﾃｨﾌﾞﾊﾌﾞ（両面）	180 件	60.0%	343 件	111.4%	190.6%	185.7%
やまなみホール	180 件	60.0%	413 件	134.1%	229.4%	223.5%
屋外	10 件	3.0%	22 件	7.1%	220.0%	236.7%

※各諸室の稼働率について、１日１件（区分）の利用で稼働率は１００％となる。

＜生涯学習センター　利用状況②＞

	貸出数	利用人数	利用料金
スタジオ１	293 件	2,290 人	91,750 円
スタジオ２	398 件	3,653 人	242,400 円
スタジオ３	375 件	3,775 人	293,600 円
会議室（両面）	266 件	7,420 人	215,050 円
会議室（A）	165 件	1,495 人	80,400 円
会議室（B）	186 件	1,607 人	99,750 円
ｸﾘｴｲﾃｨﾌﾞﾊﾌﾞ(両面)	343 件	6,458 人	58,800 円
ｸﾘｴｲﾃｨﾌﾞﾊﾌﾞ(片面A)	15 件	354 人	6,000 円
ｸﾘｴｲﾃｨﾌﾞﾊﾌﾞ(片面B)	65 件	586 人	25,200 円
やまなみホール	413 件	13,382 人	678,350 円
ホール移動椅子	14 件	ー	16,800 円
屋外	22 件	3,699 人	27,200 円
合計	2,541 件	44,719 人	1,835,300 円

※キャンセル１件あり（1,200 円）　　**合計：1,836,500 円**

＜市立図書館　利用状況＞　稼働日数：304 日

	指標値	実績値	達成率
貸出人数	27,000 人	24,454 人	90.6%
貸出冊数	75,000 冊	73,344 冊	97.8%
新規登録者数	3,000 人	1,374 人	45.8%
レファレンス件数	100 件	67 件	67.0%

＜市立図書館　利用区分別貸出状況＞

	市内	市外	団体	合計
貸出人数	21,293 人	2,300 人	861 団体	24,454 人
貸出冊数	62,202 冊	7,634 冊	3,508 冊	73,344 冊

＜市立図書館　蔵書冊数＞　令和８年３月末時点

一般	児童	郷土	雑誌	合計
45,693 冊	21,885 冊	3,900 冊	1,462 冊	72,940 冊

＜電子図書館＞　令和８年３月末時点（コンテンツ数：12,761 点）

	ログイン人数	ログイン件数	閲覧件数	貸出件数
計	5,546 人	33,589 件	62,086 件	28,118 件
１日平均	15 人	92 件	170 件	77 件
前年比	95.0%	74.2%	81.4%	72.7%

様式第３号

【別紙２】

指定管理者モニタリングシート（令和７年度分）

作成日	2026年6月17日
ヒアリング実施日	2026年6月17日

１　施設及び指定管理者の概要

施設名	桜川市生涯学習センター　さくらす	所管課	生涯学習課
設置年月日		指定管理開始年月日	令和７年（2025年）2月1日
指定回数	１回目	前指定期間	
指定管理者名	図書館流通センター・アビック共同事業体	現指定期間	令和７年（2025年）2月1日～ 令和11年（2029年）3月31日

２　指標の推移等

（１）指定管理委託料

	指定初年度 （R６）	前指定期間 開始年度（　　）	R６年度 （2024年度）	R７年度 （2025年度）	R８年度 （2026年度）	R９年度 （2027年度）	R１０年度 （2028年度）
年間委託金額	25,000 千円	千円	25,000 千円	148,045 千円	千円	千円	千円
対前期間比(%)		%	%	%	%	%	%

特記事項	

（２）利用者数

	指定初年度 （R６）	前指定期間 開始年度（　　）	R６年度 （2024年度）	R７年度 （2025年度）	R８年度 （2026年度）	R９年度 （2027年度）	R１０年度 （2028年度）
年間利用者数	41,175 人	人	41,175 人	227,388 人	人	人	人
対前年度比(%)	%	%	%	552.2 %	%	%	%
図書貸出者数	4,914 人	人	4,914 人	24,454 人	人	人	人
対前年度比(%)		%	%	497.6 %	%	%	%

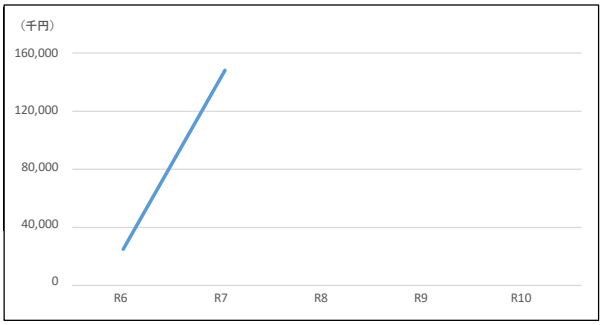
特記事項	

（３）利用料金収入

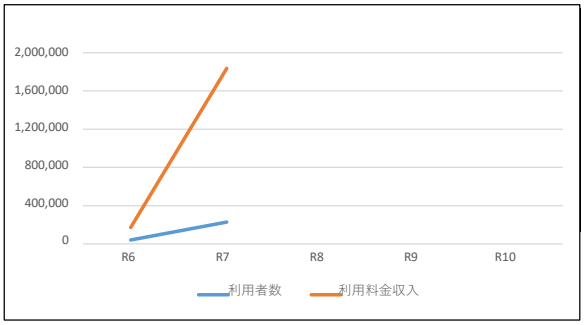
	指定初年度 （R６）	前指定期間 開始年度（　　）	R６年度 （2024年度）	R７年度 （2025年度）	R８年度 （2026年度）	R９年度 （2027年度）	R１０年度 （2028年度）
年間利用料金収入	171 千円	千円	171 千円	1,836 千円	千円	千円	千円
対前年度比(%)		%	%	1073.7 %	%	%	%

特記事項	

【年間委託金額の推移】



【利用者数と利用料金収入の推移】



様式第３号　　施設名：桜川市生涯学習センター　さくらす

３　指定管理者の評価　　【令和７年度】

区分		評価項目	評価 自己	評価 所管課	備考
業務の履行状況	運営業務	①事業計画に基づき適切に行っているか	B	B	
		②行事やお知らせは適切に広報やホームページに記載されているか。	B	A	
		③緊急時の対応など危機管理対策が講じられているか。	B	B	
		④利用者の安全確保について迅速かつ適切に対応しているか。	B	B	
		⑤セキュリティ及び個人情報保護への対策が講じられているか。	A	A	
		⑥学習施設やホール等の利用は適切な利用状況（稼働率）となっているか。	B	B	
		⑦必要な資格等を有した適正な人員配置がされているか。	B	B	
		⑧資料収集は基本方針に従い偏りなく選定されているか。	B	B	
		⑨真壁図書館との連携は上手くできているか。	B	B	
		⑩真壁図書館との連係は上手くできているか	B	B	
		⑪学習施設やホール等の利用は適切な利用状況（稼動率）となっているか	A	A	
	自主事業	①事業計画書に沿って適切に自主事業を行っているか。	A	A	
		②自主事業の利用（参加）状況は良好か。	B	B	
	維持管理業務	①備品等の購入及び管理を適切に行っているか。	B	B	
		②施設の修繕等を適切に行っているか。	B	B	
		③清掃業務を適切に行っているか。	B	B	
		④保守管理業務を適切に行っているか。	B	B	
		⑤環境衛生管理業務を適切に行っているか。	B	B	
		⑥保安警備業務を適切に行っているか。	B	B	
		⑦外構・植栽管理業務を適切に行っているか。	B	B	
安定性・継続性	収支状況	①指定管理業務専用の帳簿等を備え経理事務を適切に行っているか。	B	B	
		②収支予算書の範囲内で適切に予算を執行しているか。	B	B	
		③経費の節約に向けた努力をしているか。	B	B	
		④指定管理者の経営状況は安定的かつ継続的な管理が可能な状態であるか。	B	B	
		⑤自主事業専用の帳簿等を備え経理事務を適切に行っているか。	B	B	
総合評価		【施設所管課による評価：B】 令和7年度は、年度事業計画書において、「市民をはじめとする利用者が本施設の機能・役割を認識し、自主的な活動につなげていく」ことを管理方針として掲げ、運営体制を整備し、様々な事業を実施した。開館から1年2か月と期間が短いものの、そうした取り組みにより、多くの方が施設を利用し、来館者数や諸室の使用状況が指標値を超える実績を達成した。本施設が地域住民の生涯学習の場として活発に利用され、地域と人が繋がる「居場所づくり」の場となっていることを示す成果であると捉えている。 開館後２年目で初めて利用者アンケートを実施した。利用者の声を把握することで、それを反映した運営改善を進める基盤を構築した。今後も継続的に実施することにより、ニーズに応えるサービスの提供を行い、施設の利便性と満足度が向上していくことに期待したい。 また７年度は、市内の学校や企業、各種団体、市外図書館をはじめとする市内外の施設・機関との協力体制の構築が進められた。多様な利用ニーズに対応するため、また、広範な活動を行うためには地域との協働が不可欠であることから、その環境を整備する契機を作り出せたことを評価したい。 引き続き、本施設が地域社会における重要な学びと交流の拠点としてその機能を着実に果たし、地域社会に貢献していくことを期待する。			
		【第三者評価委員会による評価：B】 指定管理者による施設運営は、施設運営業務、自主事業、施設維持管理及び収支管理の各項目において、おおむね事業計画に沿って適切に実施されており、安定した管理運営が行われていることから、総合評価をBとする。 特に、施設運営業務では、電子図書館においてアクセシビリティ対応として音声読み上げ機能サービスを提供していること、施設内においても読書バリアフリーに関する展示を行うなど、誰もが読書に親しめる環境づくり、利用者サービスの向上に向けた積極的な取り組みを実施している点が評価できる。 一方で、託児サービスについては利用実績が低調であることから、費用対効果や事業目的を踏まえ、講座やイベントと連携した実施方法や広報の工夫など、利用促進に向けた運営方法の見直しを検討されたい。必要とする利用者へ確実に情報が届くよう、より効果的な周知方法を検討することが望まれる。 さらに、図書資料については、利用者ニーズを踏まえた蔵書の充実を図るとともに、限られた予算の中で雑誌スポンサー制度の活用や資料購入の優先順位を工夫し、より魅力ある図書館づくりに努められたい。 今後も利用者ニーズを的確に把握し、サービス内容や運営方法の改善を継続しながら、生涯学習の拠点として、市民に親しまれる施設運営がなされるよう期待する。			

※評価項目に係る 評価 区分

A （良好）：協定書 及び 基準書等を遵守し、その水準よりも優れた内容である。

B （普通）：協定書 及び 基準書等を遵守し、その水準に沿った内容である。

C （課題）：協定書 及び 基準書等を遵守しているが、一部に課題が見受けられる。

D （改善）：協定書 及び 基準書等を遵守しておらず、改善が必要な内容である。

令和８年度 桜川市生涯学習センターの管理運営評価シート（令和７年度）

１．施設及び指定管理者の概要について

施設名	桜川市生涯学習センター	所管課	桜川市教育委員会　生涯学習課
設置年月日		指定管理開始年月日	令和7年(2025年)2月1日
指定回数	1回目	指定管理期間	令和7年(2025年)2月1日～令和11年(2029)3月31日
指定管理者名	図書館流通センター・アビック共同事業体 代表団体　東京都文京区大塚3－1－1　株式会社図書館流通センター　代表取締役　谷一　文子		

２．指定管理者が行う業務の範囲について

（1）市民の生涯学習の振興に関すること。
（2）生涯学習センターの維持及び管理に関すること。
（3）生涯学習センターの運営に関すること。
（4）生涯学習センターの利用の許可に関すること。
（5）生涯学習センターの利用の許可にかかる利用料金の徴収に関すること。
（6）生涯学習センターの統括、連絡調整及び相互連携に関すること。
（7）前各号に掲げるもののほか、市長がその設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

３．評価について

A（良好）	協定書及び基準書等を遵守し、その水準よりも優れた内容である。
B（普通）	協定書及び基準書等を遵守し、その水準に沿った内容である。
C（課題）	協定書及び基準書等を遵守しているが、一部に課題が見受けられる。
D（改善）	協定書及び基準書等を遵守しておらず、改善が必要な内容である。

区分		評価事項	指定管理者：実績報告の概要・特記事項及び評価（１次評価）		市の評価（２次評価）		備考
業務の履行状況	運営業務	Ⅰ．施設全体の運営業務					
		①事業計画に基づき、適切に行っているか。	年度事業計画書に基づき、適正に運営した。	B	適切に行われている。	B	
		②行事やお知らせは適切に広報やホームページに記載されているか。	毎日の開館情報をHPに掲載、HPと連動させた館内のデジタルサイネージでも発信した。情報発信の手段としてHPのほか、Instagram、市の広報、各種チラシでの告知も随時行った。	B	各媒体を用いることにより、幅広い年齢層に対し、周知広報ができている。特に、Instagramでは企画事業等の予定や活動の様子をコメントとともに随時投稿し、事業の活性化や利用率の向上に繋げるよう活発に情報発信を行っていることを評価する。	A	計画書 P4　1-2 P11　6-1 実績書 P11　6
		③緊急時の対応など危機管理対策が講じられているか。	危機管理研修および消防訓練を実施した。配布用フロアマップに消火器の位置、避難口を明示し、館内掲示の避難経路図もわかりやすいものに変更した。さらに諸室内にも避難経路図を掲示し、可能な限りの対策を講じた。開館時間中はスタッフの目視による巡回点検を毎日定期的に実施した。また、閉館作業時には消防計画に基づく日常自主検査チェック表により毎日火気関係・閉鎖障害等のチェックを行い常時危機管理意識を持った運営に努めた。施設全般の管理は目視による日常点検のほか、各種定期点検を計画通り実施した。閉館後及び休館日は機械警備により24時間体制での管理を行った。	B	自主検査チェック表をはじめ各種定期点検記録の確認を行っている。 また、事故・災害等の対応については、危機管理マニュアルを整備し、職員で共有することで緊急時の連絡体制が確保できている。	B	計画書 P4　1-2 P17　11-3 P18　11-4、11-5 実績書 P3　1-1 P4　1-3 P31
		④利用者の安全確保について迅速かつ適切に対応しているか。	小規模の地震発生時にも利用者の身の安全確保を館内放送で伝え、その後すぐに館内の巡回を行った。またスタッフ全員が消火器の位置と避難経路を把握しており、常に有事に備えた。さらに利用者の急な体調不良等にも迅速に必要かつ適切な対応をした。	B	今後も毎日の巡回や点検により事故防止が図られ、また、定期的な避難訓練等の実施により利用者の安全確保に引き続き努められたい。	B	計画書 P4　1-2 P17　11-3 P18　11-4、11-5 実績書 P3　1-1 P4　1-3 P31

【別紙３】

区分		評価事項	指定管理者：実績報告の概要・特記事項及び評価（１次評価）		市の評価（２次評価）		備考
業務の履行状況	運営業務	⑤セキュリティ及び個人情報保護への対策が講じられているか。	全員が個人情報保護研修を受講した。個人情報関連帳票、鍵、PC等の運用はセキュリティ面を含む運用方法を定めて徹底した管理をした。また、代表企業である図書館流通センターの内部監査チームにより、セキュリティ及び個人情報保護を中心とする内部監査が行われ、適正と判断された。	A	研修記録や鍵の管理等、セキュリティ面での運用方法を確認した。全ての帳票に対して取り扱いマニュアルを整備、運用が徹底されている。更に内部監査を実施するなど個人情報保護対策が十分に講じられている。	A	計画書 P4　1-2、1-4 P18　11-5 実績書 P3　1-1 P4　1-3
		⑥学習施設やホール等の利用は適切な利用状況（稼働率）となっているか。	稼働日数による日割り計算では稼働率はすべての貸室で年度事業計画書で掲げた指標値を上回った。また、曜日や時間帯により利用頻度に偏りが見られること、部屋により利用団体・個人が固定される傾向が見られたため、適宜団体に時間帯の提案をするなど必要な対策を講じた。	B	1次評価を支持する。 諸室の利用状況を見ながら、可能な限り利用者の希望に沿う形で案内を行い、利用率の向上に努めている。	B	計画書 P6　1-6 P10　5 実績書 P4　1-2 P5～P7　2 P10　5
		⑦必要な資格等を有した適正な人員配置がされているか。	図書館は1名が新規に司書資格を取得し、有資格者率は昨年度の57%から64%に向上し、適正な人員配置をした。生涯学習センターは10年以上の経験者を副センター長に置き、業務主任が新規に社会教育主事資格を取得。生涯学習センターについても適正な人員配置ができた。	B	基準書に定めた人員配置ができている。	B	計画書 P7　2-3 P8　3-3 P10 4 実績書 P10 4 施設管理業務基準書 P8～P11　3(1)(2)
		⑧資料収集は基本方針に従い偏りなく選定されているか。	「桜川市図書館資料選定基準」に基づき、適正に選定した。今年度は購入だけでなく寄贈図書の選定も多く行い特に郷土資料の充実に力を入れ、書庫にある旧公民館図書室の図書を整理することで公共図書館らしい蔵書構成を構築することができた。	B	定められた選書基準に則した選書が適切に行われている。郷土資料については年間で約400冊の蔵書ができ、内容の充実が図られた。 電子図書については前年比で減少がみられるため、今後の利用率向上に期待する。	B	計画書 P9　3-5 実績書 P8～P9 桜川市図書館資料選定基準（施設管理業務基準書内資料１）

区分		評価事項	指定管理者：実績報告の概要・特記事項及び評価（１次評価）		市の評価（２次評価）		備考
業務の履行状況	運営業務	⑨真壁図書館との連携は上手くできているか。	毎日の配送便での連携、システム運用上の相談等綿密に連携し、両館の円滑な運営に努めた。また、事業のチラシ類を置くなどイベント実施にあたって協力体制を取った。さらに、郷土資料を中心とした寄贈図書の振り分けや所蔵状況の確認等、綿密な情報交換を行い、両館の蔵書構成の充実を図ることができた。	B	１次評価を支持する。 今後も両館が連携することにより、それぞれの施設が特長を活かした運営、蔵書構成に努められたい。	B	計画書 P９　３-７ 実績書 P９【真壁図書館との連携についての取り組み】
		⑩苦情や要望などに対して迅速かつ適切に対応しているか。	意見箱を設置し、利用者の声の把握と迅速な対応に努めた。また意見箱だけでは拾いきれない直接いただいた意見等を記録して集約し、必要な検討・改善に努めた。さらに今年度は開館後初めての利用者アンケートを実施し、より具体的な意見や利用傾向を把握し、運営に役立てた。	B	幅広い意見・要望に対して迅速に、丁寧に対応している。 利用者アンケート結果の考察にあるように、苦情や要望への対応には慎重な検討を重ね、適切な対応を行うことで満足度が向上することに期待する。	B	計画書 P１１　６ 実績書 P１１～１８ （別紙）令和7年度　利用者アンケート結果報告
		⑪市及び関係機関、関係団体との連携は適切に行われているか。（新設）	市内の学校とは施設見学等の受け入れ、「図書館を使った調べる学習コンクール」開催の協力、団体貸出、ビブリオバトルの開催等、適切な連携をした。また、市の学校図書館研究部と綿密な情報交換を行い、研修会を実施して今後の学校支援・連携を大きく前進させた。 市の各課とは必要な情報提供の授受を中心にお互いの事業への協力等適切に連携できた。 団体・地元企業・店舗等とは日頃から情報交換を行い、良好な関係を築くことに努めた。特に今年度から実施している「雑誌スポンサー」のスポンサーになっていただくなど成果を残すことができた。 ボランティアとの連携は、研修会や交流会を行う等、要望や相談がしやすい環境づくりを心がけた。また、新規ボランティア募集の要領を作成し、受け入れの準備を整えた。 図書館流通センター受託館との連携は、近隣受託館と合同の会議、研修、意見交換の場を作り、自館の運営に役立てた他、全国の受託館をつなぐポータルサイト等を用い遠隔での情報提供を受けることで、施設運営に役立てた。	A	学校との連携では、施設見学や職場体験の積極的な受け入れ、図書館研究部との研修会の実施等により、関係性の構築を進めることができた。また、「雑誌スポンサー」の成果についても、地元企業や団体との日頃の協力関係の結果であるとして評価する。地域に根差した施設となるべく、様々な取り組みを行ったことを評価する。 次年度以降は、学校と連携し、ブックトークやビブリオバトルなどの出張授業及び講座の取り組みに期待する。	A	計画書 P１３　８ P１３～１５　９ 実績書 P１９～２０

区分		評価事項	指定管理者：実績報告の概要・特記事項及び評価（１次評価）		市の評価（２次評価）		備考
業務の履行状況	自主事業	２．自主事業					
		①事業計画書に沿って適切に自主事業を行っているか。	事業計画書に沿って適切に行い、状況に応じて多種多様な事業を展開した。定期講座は事業計画書で挙げたのは4講座だったが、その他事業として掲げた能楽ワークショップを定期講座の形で2講座実施したため結果として計画を上回る6つの定期講座を実施した。その他の事業は開館1周年記念事業をはじめ、生涯学習センターと図書館の区別を分けずに多数実施し、計画以上の実績を残した。	A	自主事業として事業計画書に記載した事業以外にも様々な取り組みを実施した。市民の学習機会の創出、施設の利用促進ができ、生涯学習事業推進の観点から1次評価を支持する。	A	計画書 P16　10-2-2 P17　10-3 実績書 P21～P22 （開館1周年記念事業） P23～P30
		②自主事業の利用（参加）状況は良好か。	定期講座は概ね定員通りの参加状況で、特にピラティスは抽選を行うほどの盛況ぶりだった。その他の事業も定員未達等の理由で延期や中止はなく、良好な参加状況だった。参加状況が把握できないパネル展等もアンケート等から良好な実施状況だったと判断する。また移動図書館車は貸出数は多くないものの着実に固定利用者を得た。託児サービスは固定利用者がいるものの参加数自体は少なかったため、様々な手段で告知を行っており今後の動向を見ていく。	B	1次評価を支持する。 開催講座や各種イベントの内容に企画展示をリンクさせたことで相乗効果が生まれ、良好な利用（参加）結果に繋がったと考える。 移動図書館や託児サービスについては、今後の展開に期待する。	B	計画書 P16　10-2-2 P17　10-3 実績書 P21～P22 （開館1周年記念事業） P23～P30

区分		評価事項	指定管理者：実績報告の概要・特記事項及び評価（１次評価）		市の評価（２次評価）		
業務の履行状況	維持管理業務	３．施設の維持管理					
		①備品等の購入及び管理を適切に行っているか。	予算に基づき、必要な物品を購入している。購入に際しては発注管理表で管理し備品に関しては備品台帳を作成して適切に管理した。	B	管理表及び備品台帳により、適切に管理されている。	B	計画書 P4　Ⅰ-2
		②施設の修繕等を適切に行っているか。	日頃の巡回及び点検の結果、発見した不具合は逐一業者に報告し、必要な修繕を行った。指定管理者による修繕は2件発生し、適切に修繕を行った。	B	適切に行われている。 開館して間もないため大きな修繕はないが、今後も定期点検や日頃の巡回等により施設の安全確保が図られるよう適切な維持管理をお願いしたい。	B	計画書 P17　Ⅱ-1 実績書 P32【その他特記事項】
		③清掃業務を適切に行っているか。	日常清掃、定期清掃、臨時清掃を基本とし、年度事業計画書に基づき適切に行った。	B	適切に行われている。	B	計画書 P17～P18 Ⅱ-3 令和7年度施設維持管理年間実施予定表 実績書 P31 令和7年度施設維持管理年間実施表 施設管理業務仕様書
		④保守管理業務を適切に行っているか。	日常点検、定期点検、緊急点検を基本とし、年度事業計画書及び「桜川市生涯学習センター施設管理業務仕様書」に基づき適切に行った。	B	適切に行われている。	B	計画書 P18　Ⅱ-4 令和7年度施設維持管理年間実施予定表 実績書 P31 令和7年度施設維持管理年間実施表 施設管理業務仕様書

区分		評価事項	指定管理者：実績報告の概要・特記事項及び評価（１次評価）		市の評価（２次評価）		
業務の履行状況	維持管理業務	⑤環境衛生管理業務を適切に行っているか。	日常点検、定期点検、緊急点検を基本とし、年度事業計画書及び「桜川市生涯学習センター施設管理業務仕様書」に基づき適切に行った。	B	適切に行われている。	B	計画書 P18　11-4 令和7年度施設維持管理年間実施予定表 実績書 P31 令和7年度施設維持管理年間実施表 施設管理業務仕様書
		⑥保安警備業務を適切に行っているか。	機械警備とスタッフによる定期巡回を基軸として、年度事業計画書に基づき適切に行った。	B	適切に行われている。	B	計画書 P18　11-5 令和7年度施設維持管理年間実施予定表 実績書 P31 令和7年度施設維持管理年間実施表 施設管理業務仕様書
		⑦外構・植栽管理業務を適切に行っているか。	外構は保守管理、清掃業務の中で行い、植栽は芝生とヤマザクラを中心に年度事業計画書に基づき適切に行った。ヤマザクラ1本が枯れてしまったが適切な管理の結果と判断する。	B	ヤマザクラの管理については、専門家の助言を受け、対応していることを確認した。	B	計画書 P18　11-6 令和7年度施設維持管理年間実施予定表 実績書 P31 令和7年度施設維持管理年間実施表 施設管理業務仕様書

【別紙３】

区分		評価事項	指定管理者：実績報告の概要・特記事項及び評価（１次評価）		市の評価（２次評価）		
安定性・継続性	収支状況	４．指定管理業務の収支状況					
		①指定管理業務専用の帳簿等を備え経理事務を適切に行っているか。	収支管理表、売上管理表、現金出納帳等を用い、適切に管理した。	B	適切に管理されている。	B	
		②収支予算書の範囲内で適切に予算を執行しているか。	収支予算書に基づき、適切に執行した。	B	光熱水費について追加費用（指定管理精算金）が生じたが、概ね予算内での執行ができている。	B	収支予算書（令和7年度） 収支予算書【内訳書】（令和7年度） 収支決算書（令和7年度）
		③経費の節約に向けた努力をしているか。	ペーパーレスを心がけ、印刷する場合も必要以上のカラー印刷を避けるなどした。また、不要な照明、空調の電源OFFを心がけ、節水にも配慮し、光熱水費を抑える努力をした。	B	１次評価を支持する。	B	
		④指定管理者の経営状況は安定的かつ継続的な管理が可能な状態であるか。	経営状況は安定しており継続的な管理が十分可能な状態である。	B	１次評価を支持する。	B	
		⑤自主事業専用の帳簿等を備え経理事務を適切に行っているか。	売上管理表を備え適切に管理した。	B	適切に管理されている。	B	

指定管理者及び 市の総合評価	指定管理者の総合評価（１次評価）	
	令和6年度は2か月間だったため、令和7年度は実質的な1年目と捉えて運営に当たった。結果として計画通りに遂行できたと判断する。自己評価として高く評価したいのは、個人情報保護に関して徹底した運営をしたこと、事業計画書作成段階では予測できず計画していなかった各種事業を状況に応じた判断で実施したこと、地元企業や団体・店舗・個人等とのつながりを強く意識し、雑誌スポンサーの獲得など一定の成果を残せたこと等が挙げられる。一方、光熱水費は節電節水を徹底したものの想定を上回る消費量となった。ただし次年度の対策を考える良い判断材料になったと前向きに捉えたい。 利用者の声やアンケートの結果からもさくらすが期待された施設であることは明白であり、期待に沿える施設にしていくため努力を惜しまずに今後も運営を行っていく。	B
	市の総合評価（２次評価）	
	令和7年度は、年度事業計画書において、「市民をはじめとする利用者が本施設の機能・役割を認識し、自主的な活動につなげていく」ことを管理方針として掲げ、運営体制を整備し、様々な事業を実施した。開館から1年2か月と期間が短いものの、そうした取り組みにより、多くの方が施設を利用し、来館者数や諸室の使用状況が指標値を超える実績を達成した。本施設が地域住民の生涯学習の場として活発に利用され、地域と人が繋がる「居場所づくり」の場となっていることを示す成果であると捉えている。 開館後２年目で初めて利用者アンケートを実施した。利用者の声を把握することで、それを反映した運営改善を進める基盤を構築できたのではないかと考える。今後も継続的に実施することにより、ニーズに応えるサービスの提供を行い、施設の利便性と満足度が向上していくことに期待したい。 また７年度は、市内の学校や企業、各種団体、市外図書館をはじめとする市内外の施設・機関との協力体制の構築が進められた。多様な利用ニーズに対応するため、また、広範な活動を行うためには地域との協働が不可欠であることから、その環境を整備する契機を作り出せたことを評価したい。 引き続き、本施設が地域社会における重要な学びと交流の拠点としてその機能を着実に果たし、地域社会に貢献していくことを期待する。	B

評価事項	運営評価委員会での意見等記述欄
運営業務	
自主事業	
維持管理業務	
収支状況	

運営評価委員会による総合評価（３次評価）	
指定管理者による施設運営は、施設運営業務、自主事業、施設維持管理及び収支管理の各項目において、おおむね事業計画に沿って適切に実施されており、安定した管理運営が行われていることから、総合評価をBとする。 特に、施設運営業務では、電子図書館においてアクセシビリティ対応として音声読み上げ機能サービスを提供していること、施設内においても読書バリアフリーに関する展示を行うなど、誰もが読書に親しめる環境づくり、利用者サービスの向上に向けた積極的な取り組みを実施している点が評価できる。 一方で、託児サービスについては利用実績が低調であることから、費用対効果や事業目的を踏まえ、講座やイベントと連携した実施方法や広報の工夫など、利用促進に向けた運営方法の見直しを検討されたい。必要とする利用者へ確実に情報が届くよう、より効果的な周知方法を検討することが望まれる。 さらに、図書資料については、利用者ニーズを踏まえた蔵書の充実を図るとともに、限られた予算の中で雑誌スポンサー制度の活用や資料購入の優先順位を工夫し、より魅力ある図書館づくりに努められたい。 今後も利用者ニーズを的確に把握し、サービス内容や運営方法の改善を継続しながら、生涯学習の拠点として、市民に親しまれる施設運営がなされるよう期待する。	B